

○福島町政務活動費の交付に関する条例

平成18年9月25日

条例第20号

改正 平成19年10月1日条例第10号

平成20年9月24日条例第18号

平成24年12月13日条例第16号

平成28年3月30日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、この条例に基づく政務活動費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、もって議会の活性化及び地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、福島町議会議員の職にある者に対し交付する。

(政務活動費)

第3条 政務活動費は、月額10,000円(年額120,000円)を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき(補欠選挙、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

3 前2項の提出に当たっては、議長を経由して行うものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請について、交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、前条第3項の規定を準用するものとする。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の10日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務活動費を町長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があつたときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき(補欠選挙、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月分以降の政務活

動費を交付する。

- 4 議員は、年度の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつたときは、議員でなくなつた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（使途基準）

第7条 議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従い使用しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず議員は、次に掲げる経費に政務活動費を使用してはならない。

- (1) 政党活動に要する経費又は政党が主催する事業もしくはこれに参加するための経費

- (2) 選挙活動のための経費

- (3) 供応接待のための酒食、その他これに類するものための経費

- (4) 慶弔、見舞金等の交際のための経費

- (5) 町民への配布を目的とした広報誌等の発行又は配布のための経費

- (6) 備品を購入するための経費

- (7) 個人的な使途に充てるための経費

- (8) その他、政務活動費の使途にふさわしくないものの経費

（収支報告書）

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、様式第1号により次に掲げる書類を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（領収証）

- (2) その他、町長が必要と認める書類

- 2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、様式第1号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、前2項の規定による提出された収支報告書の写しを様式第2号により町長に送付しなければならない。

（活動報告書）

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る研修・視察・調査・研究等に関する事項を行つた場合は、その結果を様式第3号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの活動報告書を、様式第3号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において支消した政務活動費（第7条に規定する使途基準に沿つた支出。）の総額を控除して残余がある場合、相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、議員の収支報告書及び活動報告書等を広報やICT情報として町民に公開しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し平成19年9月1日から適用する。

附 則(平成20年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成24年12月13日条例第16号)

1 この条例は、平成25年3月4日から施行する。

2 第3条の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の改正前の福島町政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月30日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

使途基準

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費、交通費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞購読料等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品、通信費等)

様式第1号(第8条第1項・2項関係)

		年	月	日
福島町議会議長	様			
		福島町議会議員	印	
〇〇年度政務活動費に係る収支報告について				
福島町政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。				

別紙(様式第1号関係)

〇〇年度政務活動費収支報告書					
議員名					
1 収入	政務活動費	円			
2 支出	(単位:円)				
	科目	総額	交付額	自己負担額	備考
	調査研究費				
	研修費				
	会議費				
	資料作成費				
	資料購入費				
	事務費				
	合計				
3 残額	円				

- 注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
2 政務活動費の科目ごとに様式第3号を1葉として提出のこと。

様式第2号(第8条第3項関係)

年 月 日

福島町長 様

福島町議会議長 ⑩

政務活動費収支報告書(写)の送付について

福島町政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第3号(第9条第1項関係)

政務活動費活動等報告書

1 事業名

2 事業内容

3 成果

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

様式第 1 号(第8条第1項・2項関係)

様式第 2 号(第8条第3項関係)

様式第 3 号(第9条第1項関係)